

## 里山林整備事業の拡充について

### 1 改正理由

第1期の清流の国ぎふ森林・環境税では、「里山林の整備利用の促進」施策として、県が整備する「環境保全モデル林整備事業」がメニューにあった。

第2期清流の国ぎふ森林・環境税では、事業の見直しの結果、上記モデル事業を廃止した。

しかし、市町村及び地域住民から県の直接の関与を望む要望も多いことから、県が里山林等を直接整備できるように、「里山林整備事業」の事業主体として「県」を、事業内容に「施設整備」を追加する。

### 2 拡充内容

- (1) 事業内容  
施設整備（例： 歩道等の開設、休憩施設等の新設 等）
- (2) 事業主体  
県